

豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相統制の問題

渡 辺 澄 夫

目 次

は し が き

- 一 大友能直の鎮西奉行・豊後守護職補任の年代
- 二 大野泰基討伐と大友一族土着の時期
- 三 伝統的在地領主との対応関係
―特に新所領所職の獲得について―
- 四 大友惣領家の単独相統制への転換過程

大友氏の東国武士団としての下向土着、守護から戦国大名に上昇転化する過程は、西国封建制の成立過程を解明する上の貴重な史料となる。近時この方面の研究が次第に行なわれはじめたことは喜ばしい現象であるが、なおそれは緒についた段階であるに過ぎない。私は本稿では、先学の残された問題として、大友能直の鎮西奉行・守護職補任の時期を考察し、さらに大友一族の土着に際しての在地領主との対応関係を所領所職の獲得の面から考えてみたい。このようにして根をはった大友一族の惣領制の下部構造の分析は、学界の中心的テーマとなるが、これは現在統行しつつある個別荘園の研究の結果をまつこととし、一足とびに嫡子単独相続制の成立過程を家督の譲与関係から検討する。全く表面的な系譜的詮索に陥った感があるが、大きな見透しを立てるためには、こうした方面の研究もあながちに無視されてはなるまいと考えたからである。この小論を手がかりとして、大友氏を中心とする西国封建制の研究をさらに推進して行きたいと思う。

- 註 (1) 九州には守護大名領国は成立せず、守護から直ちに戦国大名に上昇したとされるが、これについては私はなお疑問をもっている。
- (2) 外山幹夫氏九州に於ける大名領国の形成（日本歴史一〇二）。

同 豊後国の鎌倉御家人について―その出自と系譜・所領の考察―（広島大学文学部紀要十八）。

堀橋豊後同由原八幡宮領荘園の研究―二豊荘園の研究―（大分大学紀要九）もこれに関係する。

小田正衛氏大友氏の没落について（大分県地方史十三―六）。

一 大友能直の鎮西奉行・豊後守護職補任の年代

大友能直の鎮西奉行と豊後守護職補任及び入国については、古来建久七年（一七九六）説が信ぜられている。大友文書録によれば（編年大友史）
（料正和以前）、

建久七年丙辰正月十一日、能直被_レ補_二豊前・豊後兩國守護職兼鎮西奉行_一、三月十一日使_二古庄四郎重能先発_一、
◎四月十六日於_二大野郡神角寺山_一攻_二大野九郎泰基_一殺_レ之、◎六月十一日能直自率_二頼朝附屬之諸士七十二騎及從卒千八百餘人_一、從_二速見郡浜脇浦_一上陸、國中武士聞_レ之風靡矣、緒方三郎惟榮為_二先導_一入国云、阿南次郎惟家陣_二高崎山_一、弟弥次郎家親抛_二鶴賀城_一、大野九郎泰基抛_二大野郡神角寺山_一、共抗、
（編年大友史料正和以前二五三号）

とある。大友系図・大友田原系図・大友志賀系図・大友入田系図・大友松野系図等も同年説をとっているが、大友系図・志賀系図と松野系図は鎮西奉行と豊後・豊前守護職補任を建久四年（一一九三）にかけ、豊後入国を建久七年（一一九六）とする。ところが同じ建久年間でも、これらとは異なるものもある。大友吉弘系図がそれで、これには「建久四癸丑歲下向_レ給」となっている。栗田寛博士が「守護地頭略表」（法制論）_(案所収)に「建久四年大友能直守護<sub>大友、自_レ是世々相承、為_二九州節度使_一」と述べたのは、おそらく大友系図・志賀系図などによったもので、補任の時期を指すものであろう。康安二年（一一三六一）の島津道鑑申状にも（島津家文書）
（一の三一一）、</sub>

右々大将家御代、文治三年九月九日、先祖豊後守忠久、日向・大隅・薩摩三ヶ国令_二捍領_一、其後建久年中太宰筑後守頼尚之
兼祖武藤小次郎資頼、筑前・肥前・豊前三ヶ国被_二宛行_一、大友刑部大輔氏時先祖豊前_二司能直、豊後・肥後・筑後三ヶ国同
年給_レ之、如_レ此自_レ被_レ充_二行九州於三人_一以来、守護職面々管領無_二相違_一之_{（略）}
のごとく、後三ヶ国を建久年中に能直が賜わったと記している。

ところが佐藤進一氏は以上の後世的史料を退けて、大友文書仁治三年（一二四二）二月十八日の関東下知状に「守護人泰直_{（大友頼泰）}

「とあるのが大友氏の豊後守護職を確証する初見であるとし、はるかに時代を下げられた(鎌倉幕府守護制度の研究一六六頁)。おな大友氏の鎮西奉行(鎮西守護)についても、吾妻鏡以下の典拠を疑い、大友氏のこうした重職保持を裏書きする史料の存しないこと、豊後御家人の訴訟に關して鎮西奉行である武藤氏の特権限の及んでいること等からこれを否定されたのである(鎌倉幕府訴訟制度の研究二七五頁)。

これに対し石井進氏は、「太宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(史学雑誌六十八の一)なる論文において佐藤氏説を批判し、明月記に能直を「鎮西守護」(嘉禄二年七月十四日条)あるいは「筑紫大駟」(同元年三月廿八日条)と記し、都甲文書(大分県史料九)には「東方奉行」と見え、蒙古合戦の時にも武藤・大友両氏が合戦の指揮および軍務処理に当たるとする特殊の権限を有していた以上、吾妻鏡に「鎮西事一方奉行之」(貞応二年十一月廿七日条)とある大友能直は複数の鎮西奉行の一員と認むべきである。「関東開闢皇代并年代記」(旧輯国史大系本鏡附録)に「鎮西奉行人」として、右大将実朝の時に「筑後前司資頼・豊前々司能直」とあり、平政子の時に「大宰少貳資能・大炊助親秀」とあるのも参考すべきである。武藤氏の特権限が豊後國御家人に及んだことについては、陸奥國留守職となった伊沢家景が在國して在庁機構を支配し訴訟取り次ぎに当たり、別に御家人統率に当たるとする奥州惣奉行として葛西清重が任命されて鎌倉にいた關係が九州にもあてはまり、大宰府機構を支配し訴訟準備手続指揮権を有した武藤氏は前者に対応し、大友氏は後者に対応する。而して大友氏の鎮西奉行は天野遠景離任の建久六年(一一九五)以後、同八月以前で、おそらく武藤資頼の鎮西奉行補任と同時であり、それも養父中原親能であろうとする。大友文書の親能の袖判ある建久六年(一一九五)八月廿五日肥前國御家人守護所大番勤仕注文や、親能に充てられた同七年十一月廿三日の宇佐宮崎及余社神人等濫行、夜討強盜禁制に關する頼朝袖判御教書を論拠とされる。こうした鎮西奉行が建久八年(一一九七)五月以降年末までに各國守護に分化し、前三方國は武藤資頼に、後三方國は中原親能に、大隅・薩摩とやや後れて日向の奥三方國守護職が島津忠久に与えられたのであろう、というのである。

石井氏の新説は推論のところもあり、今後なお確実な史料によつて裏付けられねばならない点がないではないが、私は大体氏の説に賛したい。寛元二年（一二四四）十月十二日の幕府追加法に、

一 掃部頭禪門并前豊前国司及出雲路桑門成敗事

右、彼三代沙汰中有_二非抛事_一之由、雖_二訴人出来_一、彼時事不_レ可_レ及_二是非_一、但於_二神社仏寺并公事及御家人事_一者、其理令_二至極_一者可_二尋問_一矣、

という一条がある（中世法制史料集（一、一四九頁））。これは中原親能・大友能直・同親秀三代の間の訴訟裁決に不合理な点があるといつて訴人が出たことに關し、幕府がその取り扱ひの方針を定めたものである。親能・能直・親秀三代とある以上おそらくその守護國に關するものと思われる。右史料の編者はこの法令に關するものと推定される文書として、次の大友文書を指摘された。

松木三郎時光与_二帆足兵衛尉道員_一相論野司狩場事

右、如_二時光申狀_一者、去建久六年前禪門之時、（中原親能）（時脱）光父家時拜_レ領下作職、可_レ致_二忠勤_一之由、捧_二申狀_一之刻、可_レ有_二尋沙汰_一之

由給_二御外題_一畢、彼芳命当世難_レ被_二棄置_一云々、如_二道員陳狀_一者、件狩場地頭御代官職事、道員祖父家道存日之比、致_二是非分望_一之間、可_レ止_二競望_一之由、五月五日・九月廿二日（已上不記年号）・建久六年・同七年・正治元年四ケ度、自_二禪門_一給_二安堵御下文_一畢、於_二忠節_一者、誰可_レ有_二勝劣_一云々者、就_二家時之解狀_一、可_レ尋沙汰之旨外題備進之故、雖_レ擬_二相尋_一、如_二道員所_レ進下文等_一、可_レ停止家時所望之由炳焉也、然則道員為_二彼職_一、可_レ致_二奉公_一之狀、如_二件_一、

正嘉二年四月五日

前丹後守平朝臣（大友頼泰）在御判

（大友文書一）

これは、豊後玖珠郡の御家人である豊後清原一族の松木三郎時光と帆足兵衛尉道員との野司狩場(3)に關する訴訟に對する大友頼泰の裁許狀である。編者がこれを大友能直裁許狀とするのは明らかに誤りであるが、文中の「彼芳命当世難_レ被_二棄置_一云々」と

あるのが上記の追加法に關係するものであらうとしたのは正しい。しかしこの文書について特に注意したいのは、禪門すなわち中原親能が五月五日(以上年号を記さず)・九月廿二日・建久六年(一一九五)・同七年・正治元年(一一九九)の四(五?)カ度にわたつて兩者の争論を裁許し道員の祖父家道に安堵下文を与えていることである。上述石井氏の新説からすれば、建久六年・七年の場合は各国守護に分化しない前の鎮西奉行としての職権によるものかと思われるが、正治元年(一一九九)の場合は豊後守護としての権能による裁許であることは疑いない。このことは、中原親能が少なくとも正治元年(一一九九)までは豊後守護職を帯していたこと、従つて当時はなお大友能直が守護職を譲与されていなかったことを裏書きするものでなければならぬ。既述の島津文書康安二年(一三六一)の島津道鑑申状では、建久年中に後三方国の守護職を給わつたのは大友能直とするが、前年の島津道鑑代得貴(久景)申状には、明らかに「大友刑部少輔貞親先祖齋院次官親能」と記している(島津家文書の三三二)。わずか一年をおいてどうしてこうした相違を生じたかは理解に苦しむが、右の裁許状から察すれば、おそらく「大友氏の先祖」(「中原親能」ということ)から、安易に能直と速断した康安二年(一三六一)文書の不用意の誤解であらう。私はこの裁許状は、能直の守護職補任を建久四年(一一九三)とし、あるいは建久七年(一一九六)とする旧説を破砕するだけでなく、その確実な年代を推定させる有力な手がかりを与えるという点において、すこぶる重要な価値を有する史料であると考えている。

では大友能直の守護職補任は何時ごろのことであらうか。上述の所が正しいとすれば、まずその上限は正治元年(一一九九)以前にさかのぼり得ないことは明白である。而して能直の所職所領が養父親能から譲与されたものである以上、その下限は親能卒去の承元二年(一一〇八)十二月十八日(吉妻鏡・北条九代記)となる。能直の鎮西奉行および守護職補任は、およそその九年の間と見て大過あるまい。

そこでこの期間について精査すると、上妻文書によつて、豊後左衛門尉(大友能直)が建永二年(一一〇七)八月廿八日には筑後国守護職を帯し、それ以後引き続き在職したことが知られる(佐藤氏著守護制度の研究 筑後の条)。豊後国については直接的証拠を挙げ得

ないが、養父親能の跡職譲与とすれば後三カ国は同時に継承したものと考えられるので、建永二年（一二〇七）には豊後・肥後の守護職をも兼帯したと解するのが自然であろう。このように建永二年（一二〇七）八月まで能直の守護職在任をさかのぼらせ得たのであるが、彼の在職はそれ以前の補任を意味するものであるから、その時期はさらにさかのぼるであろう。ここで問題となるのが詫唐文書建永元年（一二〇六）八月日の沙弥行西（長浦遠貞）の肥後国鹿木庄内田島遊状に見える「豊後左衛門尉」（大友能直）である。能直は文治四年（一一八八）十二月十七日の元服に当って左近将監に任じ（吾妻鏡）、以後この官途を称しているが、正治二年（一二〇〇）二月廿六日（上同）を最後としてこの称が見えなくなる。諸史料の示すところ左衛門尉に任ぜられたからで（詫唐文書、明月記、建永元年九月廿五日条）、とくに能直が「豊後」を冠して称せられたことは、かれが豊後国と密接な関係をもつに至った結果ではあるまいか。貞応二年（一二二三）ごろになると能直は「前豊前守藤原朝臣」と称し、のち「豊前々司」とよばれるのは（志賀文書一）、豊前守に任ぜられたからで、かれが豊後の受領となった事実はない。とすれば、これは能直が豊後守護職を譲与安堵されたことと関係あることが推定される。なお肥後の在地領主である長浦遠貞（行西）が、能直を「奉_レ憑_二主（利カ）」改_一らに鹿子木東庄内の田島を譲進したことも、能直が肥後国に対して強大な権限を有するに至った結果と見なければ考えようがない。やはりこれも、かれが肥後国守護職を帯するに至ったことを推定せしめる一史料となる。

以上によって能直の守護職補任の可能性を建永元年（一二〇六）八月ごろまでさかのぼらせたのであるが、これは養父中原親能の卒年である承元二年（一二〇八）十二月とにらみ合わせると、ちようど二年前に当たるといえる。親能は元久元年（一二〇四）三月廿二日には鎮西乃真の勘定を命ぜられているので（吾妻鏡）、おそらく当時はなお在任したのであろう。これらを考え合わせると前記の建永元年（一二〇六）ごろが跡職譲与と安堵の時期としては最も可能性が多いことになるのである。

註 (1) 統撰書類従系図部（異本も同じ）・入江文書（大分県史料一〇）・志賀文書（史料編纂所影写本）・統編年大友史料一〇、大友松野系図は大分郡大分町常楽寺藏（統編年一〇にも所収）。

(2) 大友氏関係系図では、能直が豊前国守護職を兼ねたとするが、これは後述のごとく豊前守に任ぜられたので、のち「前豊前守」と自

ら称し、「豊前々司」と称せられたことからの混同である。

(3) 大友文書中に次の文書がある。恐らく玖珠郡飯田郷松木にあったものと思われる。

退進 求珠郡内松木内野司狩庭事

右中狩庭、佐賀殿限「永年」、所「奉」退也者、為「同」後之沙汰、退文如件、

寿永二年十一月二日

清原通房

(花押)

清原

同

清原

同

二 大野泰基討伐と大友一族土着の時期

大友氏入国以前には、平安末期以来の伝統的土着豪族が根を張り国中に隠然たる勢力を占めていたことは、玉葉・吾妻鏡・平家物語・源平盛衰記などにも詳記されている。その最大のものはいわゆる豊後大神氏おがで、大野郡大野荘の大野氏、緒方荘の緒方(惟榮)氏、大分郡高田荘の高田(惟澄)氏、戸次荘の戸次氏、阿南郷の阿南氏、植田荘むきたの植田氏、賀来荘および海部郡佐伯荘の佐伯氏などがこれで、豊後諸豪族中で最も広大なる分野を占めていた。阿南氏はのちに松尾・小原・大津留・武宮・橘爪等の諸氏に分れ、植田氏は野津原・麦生・田吹・永富・吉藤・草深などに分れた(史料編纂所)。玖珠郡には豊後清原氏の一族が繁栄し、分れて古後・帆足・太田・平井・森・魚返・小田・野上・上恵良・下恵良・岐部・松木となり、これらは「地頭十二人」といい、玖珠郡は「国侍持切ノ国」といわれた(同所、玖珠郡田野村時松某筆記)。日田郡には古代以来郡の大領であった大藏(日田)氏や長谷部(津江)氏などがあり、速見・国東地方は宇佐系大神氏おが(都甲氏も一族)や紀氏の勢力範囲であった。

大友氏が入国土着するに際して、これらの伝統的土豪にどのように対処したかはすこぶる興味ある問題である。大友諸系図

や文書録では、前記のように建久七年（一一九六）の能直の入国の時、緒方惟栄はその先導となったが、阿南次郎惟家は高崎山（大分市）に陣し、弟弥次郎家親は鶴賀城（大分郡大南町）により、大野九郎泰基は大野郡神角寺山（大野町）によって共に抗し亡ぼされた。これは当国では歴史的事実として一般的に信じられているが、前章の論証のように当時能直が鎮西奉行でも豊後国守護職でもなかった以上、ほとんど信ずることは出来ないのである。

だがしかし、能直の守護職補任や豊後入国の時期があやまりであるにしても、伝統的土豪との衝突まで虚構として否定し去ってしまつてよいかは問題である。というのは、中原（ないし大友）氏の入国に当って、義経九州下向の先導者となりまたその中心的支持者でもあつた豊後大神以下の在地領主の頑強な抵抗がなかつたとは考えられないし、そうした事実の断片がこうした伝説の中に語りつがれていないとは断言出来ないからである。ここで問題となるのが、肥前国石志文書に見える源壹讓状案である（平戸松浦家資料）。

（上略）

右件田畠者、源壹之先祖相伝私領也、然以三十郎源名ニ為ニ嫡男ニ雖レ可ニ相別ニ、未ニ讓与ニ以前既死去了、仍依レ無レ極ニ慈愛ニ、以三石志次郎源潔ニ為ニ嫡子ニ、至ニ子々孫々ニ無ニ異論ニ可ニ領掌ニ、豊後国大野九郎謀叛之時、壹令ニ豊後上剋、次第証文於者讓渡了、今又重讓状明白也、敢不レ可レ有ニ後々将来妨ニ状、如レ件、

承元二年戊辰潤四月十日

源登
源壹

これは石志壹（さかん）が石志村の所領を嫡子潔に譲与したものであるが、その中に「豊後国大野九郎謀叛の時、壹が豊後に上つた刻、次第証文をば譲り渡した」とあるのはすこぶる貴重である。われわれはこれによつて承元二年（一一〇八）以前に豊後の大野九郎（泰基）が謀叛を起したと、その討伐のために肥前国の御家人まで動員された事実を確認することが出来

るのである。大野泰基の謀叛の適確な年代は明らかでないが、肥前国の御家人が動員されたことから察すれば、相当大規模な反乱であったことがわかり、こうした他国御家人を動員したとすれば、それは豊後守護としてだけの権限によるのではなく、おそらく鎮西奉行の権能に基ずくものである。その点では中原親能・大友能直の何れにも該当することになるが、私は次の論拠からこれを中原親能の在職時代と推定する。それは貞応二年（一二二二）能直が豊後大野莊・相模国大友郷等の地頭職を妻の平氏（深妙）に譲与した際に、「親父掃部頭入道讓状」をも副え渡しており（志賀文書、編年三四七号）、大野莊地頭職は中原親能から能直が譲渡されたものらしいからである。つまり大野泰基を討伐して中原親能が大野莊地頭職を頼朝から与えられ、鎮西奉行や豊後守護職等を能直に譲与した際に、右地頭職も合わせて譲られたものと解するのが自然である。

以上大野泰基の反乱と討伐の事実は確認し得るが、その他の諸豪族については何等の確証さるべき史料がない。しかしだからといって他の土豪の抵抗が全くなかったとは考えられない。義経下向の案内者となった緒方惟栄が大友氏入国の先導となつたという所伝も疑わしいし、緒方一族がその後史上から全く姿を消すのも不思議である。おそらく泰基はその中心勢力で、他の大小無数の聯合勢力が中原親能（ないしその代官）に反抗し、中には滅亡するものもあり、あるいは降参して彼に服従するものもいたであろう。

大友能直は京都と鎌倉に宿所を有してその間を往復しており、貞応二年（一二二二）十一月廿七日京都で卒去しているので（⁽¹⁾鏡（吾妻））、豊後には下向しなかつたようであるし、二代親秀も同様であつたとするのが最近の学者の一般の見解である。おそらくこの頃は、一族である古莊氏などが代官として下つていたものであろう。⁽²⁾大友惣領家の豊後下向は、三代頼泰の時で、蒙古襲来に備えて幕府が御家人に鎮西の所領に下向するよう命令を下してからである。文永八年（一二二二）九月には肥後国御家人小代氏に下向と異国警固および悪党鎮圧を命じているので（小代文書、編年大友）、おそらく頼泰も同様の命を受けたであろう。翌年（一二二二）二月には代官として小田原景泰が下向し（⁽³⁾同正和以前、五三二号）、間もなく頼泰も下向したらしい。

では大友惣領家に対し、庶子家の下向は何時ごろのことであろうか。能直は貞応二年（一二二二）十一月廿七日五十二才で卒したが、同月二日には豊後国東郡安岐郷横城山院主職・夷・長小野・諸田名・大分郡在限郷勝津留（高国府）地頭職を末子仁王丸（志賀能郷）に譲り、大野郡大野荘地頭職・相模国大友郷地頭郷司職を妻深妙に与え（志賀文書）、次男能秀（詫磨氏）にも肥後国神藏荘・鹿子木東荘・飽田郡の地などを譲与しているので（詫磨文書一）、死去の十一月はじめごろに相模国や豊後国・肥後国等の所領を多くの子供に譲ったらしい。これより先同年七月には、大分郡や国東郡の各地に所領を有した山門の僧侶備後法眼幸秀にせまり、末子仁王丸（志賀能郷）を養子にするとの条件でその所領を能直に去り渡させているのを見ると、死期の近いのを自覚し、子供に分割すべき所領の獲得につとめたものではないかと想像される。能直の庶子の下向入国は、おそらくこの所領処分頃からで、大友惣領家の下国よりもはるかに早かったと思われる。

註 (1) 大友松野系図などには「以_レ病逝去、年五十二歳、葬_ニ藤北邑常忠寺」となっており、古来この地方では大野郡藤北に能直の居館があり、ここで死去し常忠寺に葬ったと信じ、常忠寺の五輪塔が能直の墓として先年県の史蹟に指定された。延応貳年（一二四〇）四月六日の尼深妙所領配分状（志賀文書一）の四に、

（豊前能職、法名明真）
九郎入道分

（大野庄）
同庄内下村地頭職但故豊前々司墓寄附院主職也

とある「豊前々司墓堂」がその論拠とされる。しかし能直が京都で死去したことは吾妻鏡で明らかであり、右の註記も「墓堂に院主職（泊寺）を寄附する也」とよめば、京都の能直の墓堂に大野荘内泊寺院主職を寄附した、とも解される。能職はのち志賀禪季にこの所領を譲ったが、禪季は常に在京してその代官が在荘した（同）。それは禪季を僧にして深妙及び故能直の孝養報恩をさせるためであった（同、編年五〇八号）。このように考えると、右の文書によって能直の墓が、大野荘下村にあったとするにはなお疑問が残る。

(2) 大友文書録に古莊氏が先発となったとあるのは、こうしたことを意味するのかも知れない。

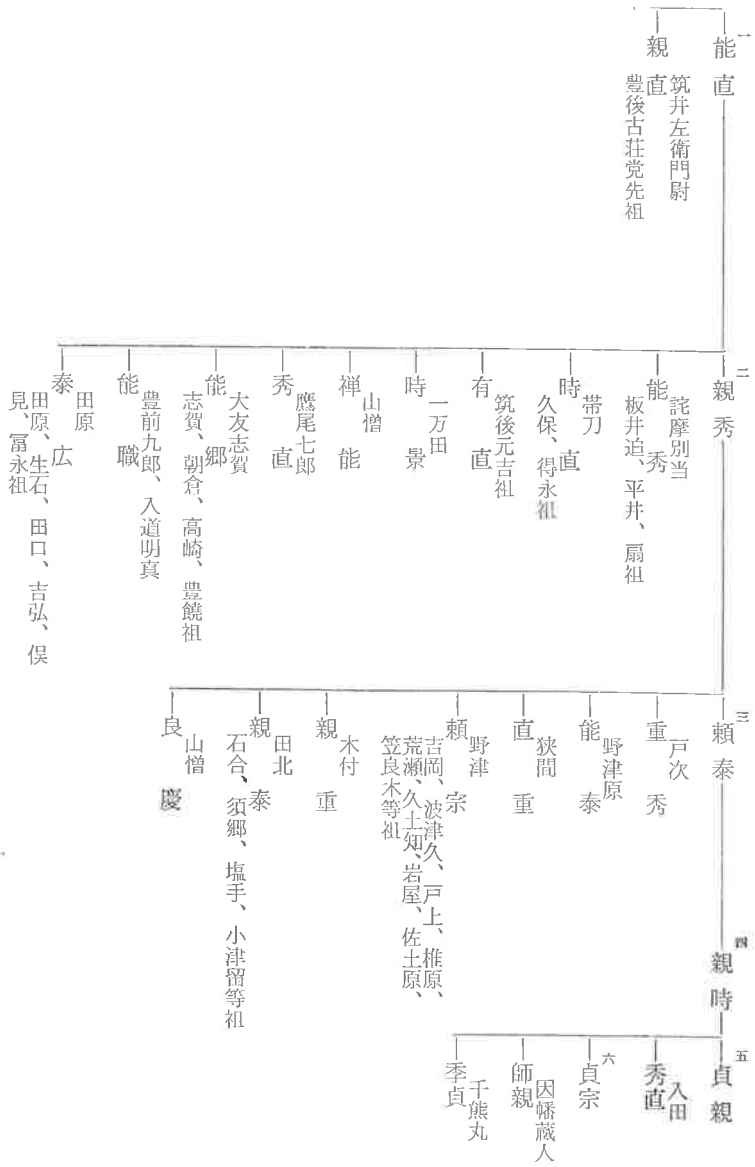
三 統伝的在地領主との対応関係

以上のごとく大友一族の土着は大体承久の乱後貞応のころからと考えられ、しかも惣領家より庶子家の方が早かったようである。初期の大友系図を示せば次の如くで、次男能秀が肥後国に、八男能郷が豊後国に所領を与えられたことは上述の通りで、他の時直(帯刀)・時景(一万田)・能職(豊前九郎入道明真)・基直(大野)⁽¹⁾はそれぞれ豊後に、有直(元吉)が筑後に所領を得て土着している。能直の庶子中で、田原泰廣や元吉有直らが能直及び母深妙から直接所領を譲与されたかは不明であるが、詫磨・志賀・田原の三氏は大友三家といわれ、のちに強大な在地土豪となることは周知の通りである。詫磨・志賀氏以外は所領譲与の時期が明らかでないが、おそらく同じ時に分譲されたものであろう。

二代親秀の子も惣領頼泰のほかは、良慶が山僧となった以外は六人とも豊後に土着して戸次(重秀)・野津原(能泰)・狹間(直重)・野津(頼宗)・木付(親重)・田北(親泰)らの姓を称した。田北親泰(幼名観音丸)に対する譲与は、嘉祿二年(一二三六)三月十七日で、その譲状には「分譲男女女子息等」とあるので、他の子女に対する処分も同時であったことがわかる(大友文書録、編年)。(大友史料三九七)。

大友氏の典型的な惣領制的分割相続の問題については次章に論及することとして、ここにはそうした所領譲与と一族土着過程における在地領主との対応関係の在り方の二、三について考察する。

初代能直は養父親能から相当多くの所領を譲られたらしいが、多数の子女をもうけただけに、それだけでは分割譲与するに



充分ではなかったらしい。これを解決するためには、一方においては所領（地頭職）の拡大をはからねばならないし、他の一方では多数の子女の身の振り方を考えること以外になかった。この異なる二つの面は、実は対在地領主関係において表裏の關係をもって作用しているといつてよい。反抗者の討伐による所領没官などが最も普通の在り方として考えられるが、ここにはそれ以外の特殊の場合を考えたい。

(1) 大友能直及び妻深妙が庶子に譲与した所領は、大略次の通りである。

庶子家	大友能直から譲られた所領	史料
<p>詫磨能秀</p>	<p>肥後国神藏莊<small>付木部名</small> 栖地頭下司職 同飽田郡内惣社名 大野別符内尾崎村 同鹿子木東莊 豊後国大野莊志賀村半分地領職 鎌倉山王堂谷地 相模国大友郷内屋敷</p>	<p>詫磨文書</p>
<p>志賀能郷</p>	<p>豊後国安岐郷諸田名地領職 同 横城山院主職 同 香々地莊夷、長小野 同 大分郡勝津留地頭職</p>	<p>志賀文書</p>

美濃局	同 上村半分地頭職	同
犬御前	豊後国大野荘中村地頭職	同
大野基直	相模国大友郷あら八屋敷	同
九郎能職	同 豊後国大野荘下村地頭職 泊寺院主職	志賀文書
一万田景直	同 大野荘上村半分地頭職 相模国大友荘(郷内屋敷)	志賀文書 詫摩文書
帯刀時直 後家	同 豊後国速見郡石垣荘弁分(別符) 大野荘中村内保多田名	筑前郡正敏文書
禪季	同 大野荘志賀村半分地頭職 同 大分郡笠和郷富成名内勢久世宇屋敷及塩浜 相模国大友郷田、屋敷 豊後国大野荘志賀村近地名地頭職、同村筑紫尾寺	
泰朝	同 大野荘志賀村半分地頭職	
	同 大野荘志賀村半分地頭職	

◎大野基直は能直の庶子たることは系図には見えないが、讓状や深妙の書状によってそれと認められる。
 おそらく大野泰基討伐の時生き残った大野一族の名跡をついだものと推定するが、なお今後の研究を期
 したい。

(一) 在地領主の所領寄進

前に述べた肥後国飽田郡鹿子木東莊の領主行西（長浦遠貞）が、能直を「奉_レ憑_三主_一」（君カ）り同莊内の所領を寄進したのが好例である（託磨文書）。有力な御家人の守護職補任によつて、寄進地系莊園の成立過程に見られるような寄進関係の成立したことはすこぶる興味が深い。この場合能直は同庄五郎丸名の地頭職を獲得し、本領主行西の子遠秀（西願）は地頭代職を保留した。ただし能直が地頭職を寄進されたといっても、その得分は「加地子」だけであり、彼は加地子領主に過ぎないことになつた。これに対して長浦遠秀は地頭代職といつても、實質的には地頭職_二名主職_一小地頭職を有していたものと考えられ、兩者の關係は安田元久氏や永原慶二氏の明らかにされた惣地頭と小地頭との對抗關係にあることがわかる（安田元久氏中世初

期に於ける所領給與の形態）（史學雜誌五十九の二）、永原慶二氏「在家の歴史的性格とその進化について」（日本封建制成立の研究所収）。すなわち大友能直は名に對する余剩生産物の一部の得分権者に過ぎないのであつて、下地進止権は根本領主である長浦氏が有していたのである。従つてこうした地頭職の寄進によつて、能直と長浦氏との間に主従關係が成立しても、依然としてそれは莊園制内における職の分化に過ぎないのであつて、排他的な封建的地所有の段階には達していないといわねばならない。

このような状態にあつて、大友氏の加地子領主から封建的領主への志向は必然であつて、その結果在地領主長浦氏との對立が激化する。建長五年（一一五三）の託磨別当能秀代幸阿と長浦秀元との爭論はその現われである。幸阿の申状によれば「行西（遠貞）の子遠秀（法名西願、秀元の父）は、父行西が五郎丸名を小河右衛門尉資能に譲つたといひ、寛元三年（一二四五）以来地頭得分の加地子を弁じない」と述べている。これに對して論人秀元は、祖父行西が能直に譲与したことについては託磨能秀が安堵下文を給わつたので異議を申さなかつたが、「加地子は早損によつて少分は未進があるかも知れない。寛元三年（一二四五）に西願（秀元）と弟勢阿が友吉名を相論した時、祖父行西がこれ（五郎丸名）を小河資能に譲つた。」と陳答している（託磨文書）。ここに小河右衛門尉資能とあるのは、同文書建長五年（一二五三）九月九日の肥後守護代施行狀と思は

れる文書の差出者「右衛門尉（花押）」と同一人物と推定される（同一の六）。建長五年（一二五三）當時は大友氏は肥後守護ではなく、北条一門である名越時章がこれに代わっていたのであり（同一の五）、従って小河資能は名越氏の守護代ではないかと思われる。名越時章の肥後国守護職在任を確証する最古のものは右の建長五年（一二五三）の文書であるが（佐藤氏著守護制度の研究一六八―七〇頁）、この小河資能がその守護代であるならば、少なくとも時章が寛元三年（一二四五）には同国守護職を帯し、大友氏（親秀）はすでに離任していたことになる。さきに行西（長浦遠貞）が五郎丸名を小河資能に譲ったというのは、こうした情勢の変化をみて、大友（詫磨）氏からはなれ、新守護代に寄進したものはあるまいか。加地子領主としての詫磨氏の支配権の弱さが示されているといつてよい。

しかしこの相論の結果は行西（長浦遠貞）が友吉名のことによって罪科を得、幕府から追放の下知が下されたので、詫磨能秀の勝訴となった（同一の四）。詫磨氏が加地子領主から在地領主に転換し得たのはこの時からであった。

(二) 猶子政策による強圧的讓得

前の場合は、在地領主の所領確保のための積極的寄進行為によるものであるが、これは逆に大友能直の強圧ないし強請によるもので、しかも庶子を猶子とする条件が提出されている点が前者と異なる。すでに記した豊後の在地領主備後法眼幸秀に対する場合がそれで、志賀文書には次の如く見える（同一の二）。

豊後国安岐郷内諸田名事、本領主基貞・基秀等契約次第、先度令申候了、而以後日一令寄附岩益御領之由、蒙仰候之条、無謂候之上、幸秀所領事、任二本知行可三安堵之由、賜三関東御下文候之間、旁以雖下可申三異議一候上、依下難レ背三御命一候上、去進候、為三二円御領一、可レ有三御知行一候、且御子息三王殿御事、不レ存三疎略一候之間、如レ此計申候、先日讓進候為三七ヶ所之類領一、後日者可レ被三思食宛一候、仍状如レ件、

安岐郷諸田名の本領主は基貞・基秀という人で、文中に「契約次第」とあるのは、幸秀が何かの關係でその領主職（地頭職か）を兩人から伝得したものでらしい。幸秀が安堵の関東御下文を賜わったというのは、おそらく伝得した地頭職のことで、彼がその安堵を請うたからであろう。「岩益御領」というのは明瞭でないが、大野莊志賀村にも「岩益用伍町」が見え、「地頭用作」とあるので（同一）、おそらく本来は大友能直が庶子のために直管地として設定した所領であろう。つまりこの文書は、諸田名を幸秀が本領主との契約によって獲得し、安堵の関東下文を得たが、大友能直が末子仁王丸（志賀能郷）を養子にするとの条件で、強いて直管地として寄附するよう要求したので、「依難背御命候」と去り進ずる、というのである。幸秀が能直に譲ったのは諸田名だけではなく、これより数日前に七カ所を譲進しており、その「七カ所の類領」として諸田名を一円知行ありたいと述べている。この七カ所の全ほうは明らかでないが、安岐郷横城山院主職、夷・長小野（以上國東郡伊美郷香々地莊内）、大分郡荏隈郷勝津留畠（号高國府）地頭職などが含まれていることは明らかである（志賀文書一の二）。

このようにして能直が幸秀から伝得した地頭職が、志賀能郷に譲与されたことは前に述べた。ではこれらの所領を譲渡した後における大友氏と本領主幸秀（及びその子孫）との下地に対する關係はどのようなものか。前記の幸秀の避状には、「為三出御領二可有御知行候」とあるが、彼が下地支配権を完全に喪失してしまったものでないことは明らかである。これより後の正元元年（一二五九）の沙弥成仏・藤原真利連署書状（志賀文書、編年大友史料四八六号）には、明らかに勝津留の「地頭ハひこの法橋）はけうの御房ニてこそわたらせ給候へ」とある。おそらく彼はなお所職を保持していたであろう。大友能直は貞応二年（一二二二）に勝津留や安岐郷諸田名等を末子仁王丸（志賀能郷）に譲っているが、仁王丸の幼少のためか能直の妻深妙が支配しその手から再度譲渡された形をとっている（同、編年大友史料）。しかも深妙は京都にいたのであるから、幸秀の下地支配権と対立することはなかったらしい。建長六年（一二五四）三代大友頼泰が高國府（勝津留）内の地一職の譲渡を要求したのも幸秀に對してであり、幸秀はその事を志賀能郷に報告し、勝津留を能郷に譲る約束に違背しない契約状を与えている（同四六）。その

後以上の土地に対する相論が見られないので、幸秀の死去前に平和的に下地の譲渡が行われたものであろう。もともと能直の強圧から出たものが、何等の波瀾を生じなかったのは、肥後国の場合と違って当国が終始大友氏の守護国であったこと、在地領主が純然たる僧侶身分であったことなどに関係がある。新入地頭の用作地成立の一過程を示す点でも極めて興味ある事実である。

これと同様のケースは、今後大友一族の土着拡大過程に見られる。豊後国東国東郡田染庄糸永名の地頭曾禰崎氏は、文永十一年（一二七四）の蒙古合戦の勲功賞として、肥前国御家人曾禰崎法橋慶増が綿貫左衛門入道行仁跡を宛行われて入部したのはじまるが（曾禰崎元一文書、大分県史料九）、嘉暦四年（一三二九）曾禰崎道西は糸永名内の田畠五丁を、国東郡田原別符に入部した大友田原（貞広）氏に譲っている（永弘文書一、二二六―一八）。その文書には「貞広親子の義おもて讓給候」とある。しかし田原貞広が曾禰崎姓をついだのではないから、いわゆる「猶子」の関係を結んだだけであろう。じりじりと伸張してくる大友田原氏の勢力に押された曾禰崎氏は、こうした形態で田原氏と提契し、所領の一部を譲与することによって所職の確保をはかったものであろう。田原氏と曾禰崎氏との間に、肥後の長浦遠貞と大友詫磨氏とに見られた対抗関係があらわれないのは、曾禰崎氏が糸永名全休の地頭職を譲与しなかったからであろうが、田原氏の在地領主化が進展するに伴い、そうした問題が早晚日程に上るであろう。

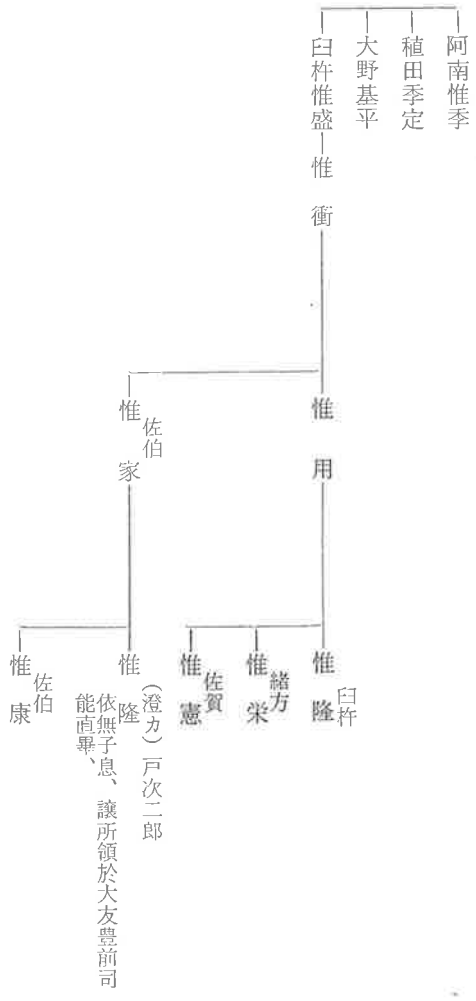
なお田染荘においては、建武三年（一三三六）に田染神主宣基が同荘光並名・行成名等の田畠半分を田原一族の直平に契約していることも注意をひく（同二五二、一五号）。

三 養子政策

以上の場合「養子」とか「親子の義」などといっても、大友庶子家が在地土豪の家に入ってその跡職をついだのではない。しかし多くの庶子家が所領の譲与をうけて入部すると、のちにはそうした所領がなくなり、ついには在地領主の家に入りその

名跡を継ぐようになる。

大友二代親秀の次は長子頼泰が惣領職を継ぐが、頼泰の弟はみな豊後に土着して庶家を立てた。次男重秀は大分郡戸次荘に入り、大友戸次氏の祖となる。⁽¹⁾しかし当荘にはもともと大神系の戸次氏がいた。都甲文書の大神系図では、佐伯惟家の子に戸次惟隆と佐伯惟康がある。別系図^(史料編纂所)では、惟隆は惟澄となっている。臼杵惟隆と同名となるのは不合理で、あるいは



惟澄が正しいかも知れない。⁽²⁾右の系図には、この戸次惟隆は「依_レ無_二子息_一讓_三所領於大友豊前_二司能直_一畢」と記されている。ところが大友松野系図でも、次の如く戸次惟誰が^(マ)大友親秀の次男重秀を養子にしたとあり、能直と孫の重秀との差はあるが、

初代 戸次次郎左衛門尉

重秀
母同頼泰

戸次次郎惟誰惟誰大神而養以為子、惟基苗裔也、故居住豊後国大分郡戸次荘

市村、依之代々以戸次為稱号、

本領主である大神戸次氏の跡をついだとする点は両者は符合する。惟隆が能直に譲ったとすれば重秀の入部はおそすぎるようであるが、重秀が大神戸次氏の跡職を継いだことは事実であろう。

重秀の弟能泰は大分郡植田荘野津原邑に居住し、野津原修理亮と称したとある(大友系図)。弘安八年(一二八五)の豊後国田帳の植田荘の条に、

吉藤名四十町 豊前大炊藏人能泰 (イ喜) 法名道善

永富名三十七町一段三百十歩 同人

とあるのがこれで、所伝の正しいことがわかる。ところが、これは大神系植田氏系図によれば、九代朝綱の条に、

実者大友親秀三男三郎藏人能泰之男、出産之時養之、幼年之時忠綱卒、家臣等屢致濫訴而不止、故実父依之為所縁、
詔于大友家二処、以能泰一暫為野津原城督、

とあり、能泰の子朝綱(幼名能基)が植田忠綱に養なわれ、忠綱の死後家臣の間に内訌が続いたので、朝綱の実父能泰を迎えたものであるという(拙稿二豊後國の研究(六)、大分県地方史二十三号)。これ以来植田氏の家系と所領は大友系の朝綱の子孫によつて継承されることになる。植田氏の家臣の内訌によつて大友氏に請ひ能泰を迎えたのは、伝統的豪族が大友氏によつて所領を確保しようとしたものであり、大友氏にとっては、多数の庶子を国内に植えつける最もよい機会であった。

こうした例は、古文書や系図を検討すれば、なお多く指摘されるであろう。前記の大神系臼杵氏も大友氏によつて代られるし、はるかに時代は降るが日田郡大領で日田荘の地頭となった大藏姓日田氏も、家臣の内訌により大友氏が跡職を継承する

(二豊莊園の研究(三)、大)。(分與地方史十七、二十号)。親秀の四子狭間直重以下にこうした関係の見られないのは、丁度蒙古合戦が起こり、恩賞地が与えられたからである。他の庶子については史料を缺くため不明であるが、狭間直重が阿南莊松常名(狭間村と号す)の地頭職を与えられたのは、文永蒙古合戦の恩賞としてであるという(豊後国図田帳考証註)。

註 (1) 豊後国図田帳には、大分郡戸次莊条に「戸次太郎時頼・同次郎重頼・利根次郎頼親、各地行難(知)存知」とある。

(2) 大友文書録に「親秀次子重秀(中略)後年為戸次次郎惟澄養子、号三戸次次郎左衛門尉」とある。

(四) 所領所職の買得

前に述べた大分郡勝津留地頭職は、能直が幸秀から譲得したものであったが、弁済使職は買得してのち志賀能郷に譲られたものである。同職の本領主がどんな人であったか、またその買得が何時ごろのことであるか明瞭でないが、少なくともそれは地頭職譲得より早かつたらしい。正元元年(一二五九)十二月の深妙の讓状には次の如く見える(編年大友史料正、和以前四八五号)。

ふこのくにのうち、(勝津留)かちかつるのへんさししきハ、これにかいとりて、としころさたする事に候、たま／＼かのところのちとうしきをハ、(備後法眼)ひこのほうけんのでより、それにゆつり給させ給たる事にて候へハ、をなしくひんきにつけて、くたんのへんさししきをハ、御へんにゆつりたてまつるところ也、(下略)

すなわち、勝津留弁済使職は以前から買得して沙汰をしていたが、たまたま地頭職を幸秀が能郷に譲与したので、便宜につけて弁済使職も譲与するというのである。勝津留は高国府といわれ、のち大友氏の守護所の置かれるところである。能直は早くからこうした点にも注意していたのかも知れない。

(五) 借上

能直時代には史料的に裏つけられないが、のちの豊後国図田帳にこの例がある。

(国東郡)
田原郷六十町 宇佐宮領

本郷四十町 本守護所豊前大炊入道女子持明院別当之後室之跡、而豊前六郎藏人泰広、或号「借上質券」、或得「相伝」之

由申処、辻殿雜掌論^レ、

小野一万名十町 伊賀国住人八十島左衛門太郎頼忠私領、六郎藏人泰広借^上之、

ここに田原郷とあるのは国東郡田原別符のことで、大友田原氏の本拠である。そのうち本郷四十町は本守護所の大友親秀の女子で持明院別当藤原基氏の後室となっていた人の跡職である(拙稿豊後国日田郡日田莊・津江山・大肥)。ところがこれを能直の子田原泰広が「号「借上質券」し、あるいは相伝と称し、雜掌と相論しているというのである。泰広が領有を主張しているところを見ると、彼が姪の藤原基氏後室(ないしその跡)に米錢を融通し、質地として引き渡しを要求したものであろう。「得」相伝^二之由申^一とあるのは、右のような関係から姪との間に地頭職引き渡しの話しかかつてあったのかも知れない。次の小野一万名十町も泰広の「借上」とある。前と同じように泰広が八十島頼忠に高利貸しをして地頭職を得たものか、それとも頼忠が在地していなかったのか、泰広が米錢を入れて地頭職を借りたものか、今は速断し得ない。

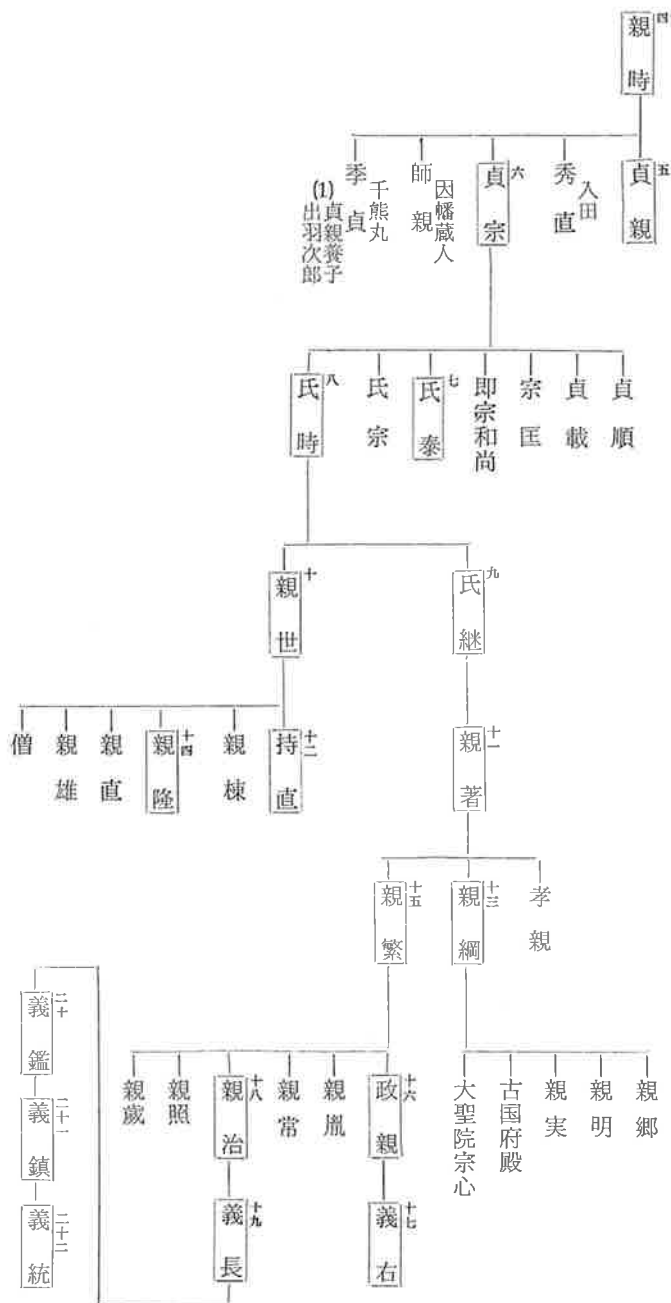
田原泰広は「六郎藏人」とよばれるので、能直の六子ではなかったかと思われるが、母が白拍子であったためか系図でも末尾に記されている。彼が父能直や義母深妙などかられっきとした所領の配分にあずかっていないらしいのは、こうした彼の出自と関係があるのではあるまいか。泰広が「借上」などで地頭職を獲得しようとした理由は、あるいはこうしたところに原因するのではないかと想像される。

四 大友惣領家の単独相続制への転換過程

以上のごとくあらゆる方法によって獲得された所領に植えつけられた庶子家は、惣領家の支配に従って関東公事を勤仕し、東国武士団の惣領制による大友一族の国内支配体制が徐々に確立していった。しかしすでに指摘されているように、こうした支配形態には幾多の限界がある。すでに建治二年（一二七六）に志賀禪季が志賀氏の惣領泰朝の支配を脱しようとしたごとく（志賀文書、正和以前五五九一六〇）、庶子家の独立の傾向があらわれた。「均分之状」は「分限尪弱」となるばかりでなく、分譲すべき所領の獲得が困難となった。血縁的・奴隸制的な惣領制下では、新たに抬頭してくる農民層を支配することが出来ず、また伝統的豪族や國人層を支配下に包摂することが困難で、大友氏の封建領主化を阻害することになった。分割相続から嫡子単独相続への切り替えは、こうしたあらゆる問題とからみあいつつ大友氏にとってぬきさしならぬ死活の問題となってきた。鎌倉末期から南北朝・室町時代までの十三世紀はじめから十六世紀初葉の三百年間こそ、実にその悪戦苦闘の時代であった。ちようどこの時代は、大友氏が鎌倉期の守護から戦国大名に転化する過渡期の時代にあたり、これらの問題を克服し得た時こそ、同氏が戦国大名の名に値する実を克ち得た時なのである。以下便宜上大友惣領家の系図を中心として、その過程を略述する。

大友氏の分割相続制は四代親時のころまで続いた。親時の長子貞親が惣領職をついで五代の豊後守護職となり、次子秀直は直入郡入田郷半分地頭職を与えられて入田氏を称した。貞親は子がなかったので弟貞宗に惣領職を譲り、のち末弟千熊丸（季貞）を養って大友出羽と称し、入田郷半分と玖珠郡大隈村を分割伝領した（志賀文書、編年大友二の六五九号）。大友出羽氏はその後、季貞―宗雄（出羽弥次郎）―宗房（千寿丸）と相伝されるが、宗雄の死後入田郷半分地頭入田泰顕に所領を違乱され、志賀頼房・氏房父子の扶持を得てようやく安堵されている（同五〇三・五七九・六二七六五九・七〇九・八〇三）。しかし今後同氏が史上から姿を没し、その文書も志賀氏の有に帰しているのを見ると、のち志賀氏に併合されてしまったらしい。四子師親は文書に全く見えず、所伝も明らかでないので所領関係は一切不明であるが、系図に「号二勢家、又野津・利根」とあれば、一部の所領は大野郡野津院方面にあったらしく、やはりこれも分割譲与によるものと思われる。

大友氏が単独相統制にふみきったのは六代貞宗（具簡）からで、正慶二年（一三三三）の譲状には次のごとく見える。



豊後国以下所領所職事

(氏泰)

右、豊後国守護職所領等・相模国大友庄・同三浦長坂郷・上野国利根庄以下国々々々所領所職等者、以三子息、千代

松丸、為三家嫡、悉所三讓与二也、所領注文等者、相副代々御下文并手継以下証文之間、巨細見于彼状、於三庶子等者、

家督千代松丸相計之、可レ加三扶持二也、於三次郎貞順・三郎貞載二者、召三具戰場之間、不レ及三計宛、若又致三軍忠令三存

命二者、千代松丸相計之、同可レ致三扶持二、庶子等背三家督之命、存三異議一者、可レ為三不孝輩一、若又千代松丸無三相統之子孫一

者、舍弟龜松丸可レ令レ相承彼跡二也、自三軍陣一書与之間、不レ及三委細一、仍為三後証一讓状、如レ件、

延慶二年三月十三日

沙 弥 具 簡 (大友貞宗) (大友立) (花文書)

これによると貞宗の所領所職は悉く氏泰に譲られ、「家嫡」・「家督」である氏泰(千代松丸)がすべての庶子を扶持すべきことが定められている。次郎貞順と三郎貞載は戦場に伴うので分譲しないが、もし軍忠を立て存命すれば氏泰が扶持すべく、

庶子等で家督の命に背くものは不孝(勘当)に処する、というのである。貞載は建武中興によって肥前守護職に補任されて

(佐賀文書纂所収、添編系図註文記録)、大友立花氏の祖となるが(建武三年正月京都で結城親光に傷けられ戦死)、貞順・氏宗等の庶子は大方惣

領家に反逆して南朝方につく。すなわち建武三年(一一三六)足利尊氏が天皇方に叛くと、大友惣領家はいはやく彼に同じ

たが、庶子大友貞順や入田土寂(秀直か)は菊池氏に依じて玖珠城にたてこもった(前田家蔵野上文書、野仲)大友庶子家はや

や後れ田原氏は観応元年(一一五〇)田原貞広が嫡子氏能に譲与する際、単独相続に転換した(編年大友二、志賀氏の場合は

更に後れ、永徳三年(一一三三)の氏房の鶴寿丸(親理)への単独譲与が初見である(統編年二、志賀)大友惣領家の庶子が南

朝についたごとく、田原氏は惣領家が南朝に属した(入江文書)。

単独相統への転換は、大友惣領家・庶子家のすべてにわたって嫡・庶の対立を激化し、それぞれ北軍と南軍に分れて骨肉相喰む深刻な死闘をくり拡げる。南北朝・室町期の大動乱は、この家族制度の大変革が主軸をなし、守護大名段階における大友氏は、内にこうした家族制度上の社会問題になやまされつつ、それとからんだ外戦を戦い抜かねばならなかった。

七代氏泰は子なく、弟氏時が家督をついで八代の惣領となった。このころ庶子家が自由に「大友名字」を称するというのが將軍義詮は惣領以外にその称を禁じている(大友立花文書、統編年一、一七五号)。氏時の長子氏継は松野系図などでは「不_レ継_二大友世代_一」としているが、貞治三年(一三六四)七月に義詮から筑後国守護職及び散在所領を安堵され(同、二、五六号)、なお豊後国守護職を帯しているので(長野文書)、彼が氏時の譲りを得て家督となったことは疑いない。しかし如何なる事情からか、彼は宮方だったので、弟親世が家督をついで幕府から安堵されたらしい。九州探題今川了俊(及び子弟)の下向を迎え、九州北軍の決定的優勢を克ち得たのは、彼の時代であった。

親世は応永二十三年(一四一六)に兄氏継の子親著(十一代)に家督を譲り、同年將軍義持から豊後・筑後守護職を安堵された(立花大友文書、統編年三の七〇号)。しかるに、親著は同三十年(一四二三)には親世の子の持直(十二代)に譲り、同七月幕府の安堵をうけた(同、同、一七八号)。こうした家督の譲与関係を見ると、氏継・親世兄弟のころから、嫡子単独相統制に原因する嫡庶の分裂を克服する手段として、兄弟で一定期間家督を継承し、その子孫が交互に立つという契約が出来たらしい(系図参照)。まさに大友氏における両統交立の時代といふべきで、これによつてみれば、氏継は宮方についたため惣領職を失ったのではなく、惣領職を譲った結果としてそうなったのかも知れない。

親世流の持直が家督となれば、親著流の不平は必然である。応永三十二年(一四二五)親著の長子孝親は、「三角島の乱」を起こし持直に抗して殺された(大友文書録大友系図)。しかし持直は少弐満貞と協力して豊前・筑前守護職を併せた大内盛見(徳雄)を攻め殺したので、幕府の討伐をうけることになり、永享七年(一四三五)には海部郡姫嶽に籠城して中国・四国の大軍の包

開攻撃をうけて遁走した(看聞御記、満濟准后日記、伊予古文書、吉川家文書、田北文書)。これより先、永享四年(一四三二)に幕府(義教)は親著の次子親綱

(十三代)を立てて家嫡とし、豊後守護職を安堵したようである(筑後国守護職は菊池持朝に与えた)。このころの豊後国内の諸

家も、ほとんどこの兩派に分れて攻戦した。大内氏に対しても、幕府は盛見の死後長子持世を立てて惣領とし、弟持盛を長門守

護職に補任した(満濟准后日記)。持世・持盛の家督争いが起こり、大内持盛と大友持直が結び、大内持世と大友親綱が提契すること

になり、大友・大内兩氏の惣庶の争いは結ばれて十六世紀の大友宗麟の時代まで尾を引くのである。

永享十一年(一四三九)ごろ、親綱はさらに持直の弟親隆(十四代)に家督を譲ったらしい(大友文書録)。このころ大友親著・

持直・親繁の残党がなお各地に活躍した(集古文書、志賀文書)。しかし親繁(十五代)が文安元年(一四四四)に親隆から家督を譲ら

れ幕府の安堵をうけているのを見ると(大友文書録)、なお交立の契約は守られているようである。こうした過程をみると、交立の

条件を提示したのはおそらく室町幕府かと思われ、幕府の惣領職指名と安堵によって辛うじて内訌を喰い止め得たとするのが

実情ではあるまいか。求心的に幕府の権威に依存し、それによって家督を維持し得た大友氏の守護大名としての権力の弱さが

これによって十分に看取される。

ところが親繁は以上の慣例に反して、文明八年(一四七六)に家督を長子の政親(十六代)に譲り、翌年幕府の安堵をうけ

ている(大友文書録)。しかも政親はさらに文明十六年(一四八四)に、その子親豊(義右、十七代)に譲った(同、大友系図)。こうした

強引さが強行され得るためには、幕府の強力な支持を得るか、でなければ庶子家の反抗を抑え国人衆を家臣化するだけの強力

な権力の集中が必要であった。応仁文明大乱後の幕府に多くを期待出来ないとするれば、大友氏は自らの権力による以外はない。

間もなく政親・義右の不和が起こり、重臣・国衆が皆二派に分れて争い、義右は明応五年(一四九六)父政親のために毒殺さ

れ、政親は出奔して筑前の立花氏のもとに逃れる途中、赤間関で大内義興の家臣に捕えられ、長門で自殺させられた。義右の

妻が大内義興の姉妹であった関係からである。この豊後の内乱で両方の重臣の殺されたものは五百人に及んだという(永弘文書二の

一三〇八)。この事件の原因は充分明らかではないが、親綱の子で僧になっていた大聖院宗心が大内義興のもとに逃れ、その支援によって大友氏の家督になろうとした策謀によるものらしい(土居寛申氏)。親繁流の独断的な長子単独相統制に対する兄親綱流の反撃のあらわれであり、大友氏の主体性は今や大内氏によって全く危機にひんした。政親時代に封建権力の集中化が実現していなかったことを証するものである。この内乱に際して政親の弟親治(十八代)が跡をつぎ、讒者を討伐して国の再建に力を尽くした。親治は明応七年(一四九八)に子の義長(十九代)を家督に定め、文亀元年(一五〇二)に讓つて幕府の安堵を得ている(大友文書録)。この間にも大聖院宗心を家督とする大内義興の策謀は続き、幕府にも盛んにその運動をしている(上)。しかしこの段階になると大友氏はある程度の主体性を獲得したものとごとく、義長の地位は動かさず、義長はさらに長子義鑑(二十代)に讓り、ついで義鎮(二十一代)・義統(二十二代)と長子単独相統制が確立する。家督相統上から見れば、この親治・義長時代が大友氏の守護から戦国大名への劃期となることは疑いない。

以上主として単独相統制への移行を系譜関係からながめたが、これにはなお庶子家内部の問題、国人衆内部の構造変化がからんでいる。しかもなお守護領国・戦国大名の権力の問題になると荘園制の破壊と散在所職所領の集中化と一元的支配の確立、新興農民層や惣村の構造およびその直接支配の具体相、庶子家や国人層の把握ないし家臣化の過程等々の問題を解明しなければならぬ。とくに親治・義長時代に長子単独相統制を確立し得た権力集中の基礎過程の解明は、緊急不可欠の問題であり、又それだけに学問的興味をそそられる。しかし本稿はそうした中心的課題に切りこむための目安を、家督相統の面から示し得たに過ぎない。これらはすべて次回に譲る。

註 (1) 季貞は多くの大友氏系図には見えないが、松野系図に明記されており、志賀文書と合致する。

(2) 志賀系図では、氏房の子は親理となっているが、これは志賀文書(応永五年八月十九日志賀親昌讓状)と合致しない。系図では両者を別人としているが、おそらく同一人で、親昌が正しいのではあるまいか。この点、志賀系図は検討を要する。

⑧ 以上大友氏の内証、とくに大聖院宗心の在り方に注目されたのは田北学氏（統編年大友史料）であり、本稿も氏の研究に負う所が多い。記して謝意を表する。

本稿は文部省科学研究費による福岡学大小倉分校飯田久雄氏の「守護領国制の研究―豊後大友氏の場合―」の研究協力者としての報告の一部である。